

会員各位

公益社団法人経済同友会
常務理事・事務局長 岡野貞彦

新型コロナウイルス感染症対応に伴う 会員活動等に関する方針【5/12～5/31】

新型コロナウイルス感染症について、政府は5月7日（金）に東京都等を対象とした「緊急事態宣言」を5月31日（月）まで延長することを決定しました。また、同日『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』を更新し、「経済団体に対し、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む」ことを盛り込みました。

これらを踏まえ、5月12日（水）以降の主な会員活動等に関して、下記の方針を決定しましたので、会員各位の一層のご理解とご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

なお、今後、政府等の発表・対応を踏まえて、下記方針を見直す可能性がございます。

会合等は、原則として中止・延期（5/12～5/31）

- 会合等は、原則として中止・延期します。ただし、例外で実施する場合であっても、完全オンライン形式で、期間中の職員出勤率3割以下の範囲内とします。
- 正副代表幹事会・幹事会は、書面審議形式による開催とします。
- 本会活動に伴う出張は、原則として禁止します。

事務局は、テレワークと有給休暇により出勤率3割以下（5/12～5/31）

- 引き続き、事務局職員のテレワークを強化し、有給休暇取得を推奨して、期間中の職員出勤率を3割以下にします。
- 事務局職員の出張は、原則として禁止します。

5月31日（月）までの連絡先 : doyukai-somu@doyukai.or.jp